

令和6年度 根釧西部森林管理署 公共工事契約状況

令和6年5月13日

分任支出負担行為担当官  
根釧西部森林管理署長 山本 茂

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工 事 概 要			
新縫別（1011林班）治山工事		白糠郡白糠町新縫別		治山工事	渓間工1基			
契約方式	予定価格（税抜き）	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所					
一般競争入札 総合評価	¥32,283,000.-	令 和 6 年 5 月 13 日	北海道釧路市住之江町12番17号 村井建設株式会社					
契約金額（税抜き）	業務着手の時期	業 務 完 成 の 時 期						
¥32,000,000.-	令和6年6月	令 和 6 年 12 月						

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格

別紙 「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙 「競争参加資格確認結果通知書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各回の入札金額

別紙 「入札執行調書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「（別添3）積算内訳書」のとおり

○ 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合

- ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準別紙「入札公告」のとおり

- ・落札理由 開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

ただし、本入札に係る落札の決定及び契約の締結は、当該工事に係る令和6年度予算が成立し、予算執行の事務手続きが整うことを条件とします。

令和6年3月28日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 梶岡 雅人

### 1 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（受注者希望方式）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- (1) 工事名 新縫別（1011林班）治山工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 白糠郡白糠町新縫別
- (3) 工事内容 コンクリート谷止工 1基
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年12月2日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年5月29日まで余裕期間を見込んだ工事である。  
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。  
また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しく

は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 km 程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、C 等級又は D 等級（ただし、D 等級の者については資格点数が 800 点以上の者とする。）の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第 26 条第 2 項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に

掲げる②を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
- (9) 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
  - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
  - ① 提出期間：令和6年3月29日から令和6年4月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。

また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。

②提出先：〒085-0825 釧路市千歳町6-11  
根釧西部森林管理署 総務グループ（経理担当）  
電話：050-3160-5785  
メールアドレス：h\_konsenseibu@maff.go.jp

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵便又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争入札に参加できない。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

##### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記2の(6)の資料で示された実績等により、最大30点の加算点を与える。
- ③ 上記3の(1)の資料、下記6の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 得られた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。  
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

##### (2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

###### ア 施工能力等

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の能力
- ③ 企業の安全管理状況

###### イ 信頼性・社会性

- ① 地域精通度
- ② 地域貢献度

###### ウ 施工体制の確保に関する事項

※ア及びイの2項目で最大30点

ウで最大30点の施工体制評価点とする。

##### (3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び申請書、資料をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = {（標準点+加算点+施工体制評価点）／（入札価格）}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又は

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

## 5 入札手続等

### (1) 担当部局

〒085-0825 鈴鹿市千歳町6-11  
根鈴西部森林管理署 総務グループ（経理担当）  
電話：050-3160-5785  
メールアドレス：h\_konsenseibu@maff.go.jp

### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和6年3月28日から令和6年5月7日まで（休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。
- ② 場所：〒085-0825 鈴鹿市千歳町6-11  
根鈴西部森林管理署 総務グループ（経理担当）  
電話：050-3160-5785
- ③ その他：配付資料は無料である。

### (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

#### ① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和6年5月1日9時  
入札締切日時 令和6年5月8日13時30分

#### ② 紙入札方式により持参する場合は、令和6年5月8日13時30分に根鈴西部森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。

#### ③ 開札は、令和6年5月8日13時30分に根鈴西部森林管理署において行う。

#### ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 6 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行鈴鹿支店）。  
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
  - ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）
  - イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱

### 官庁根釧西部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

#### (3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

#### (4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意喚起を行うことがある。

#### (5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

#### (6) 契約書作成の要否 要。

#### (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)と同じ。

#### (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

#### (9) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

#### (10) 本案件は、申請書及び資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12) 施工体制を評価するために、申請書および資料の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、申請書および資料とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者の注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>）  
をご覧下さい。

〔別添1〕

## 競争參加資格確認結果通知書

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 業務名             | 新縫別（1011林班）治山工事 |
| 2 所属事務所           | 根釧西部森林管理署       |
| 3 入札公告日           | 令和6年3月28日       |
| 4 競争参加資格確認結果通知期限日 | 令和6年4月17日       |

(別添2)

## 入札執行調書（省略型総合評価落札方式）

入札物件番号（第 号）					工事名：新縫別（1011林班）治山工事								
入札者の商号又は名称	総計	技術評価点			第1回入札			備考	第2回入札			備考	
		標準点	施工能力 加算点	施工体制 評価点	入札価格 (消費税抜き) 円	評価値 (点／百万円)	評価順位		入札価格 (消費税抜き) 円	評価値 (点／百万円)	評価順位		
村井建設株式会社	153.6	100.0	23.6	30.0	32,000,000	4.800	1	落札					
白崎建設株式会社	144.2	100.0	14.2	30.0	32,150,000	4.485	2						
山崎土建有限公司	142.6	100.0	12.6	30.0	32,200,000	4.428	3						
注）上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。													

入札執行月日

令和6年5月8日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

執行官	農林水産技官	山本 茂
立会職員	農林水産技官	佐藤 垣樹彦
確認職員	農林水産技官	佐藤 垣樹彦

(別添3)

令和6年度

積算内訳書

大分類流域 阿寒川 支流域 縫別地区

工事名 新縫別(1011林班)治山工事

施工地 北海道白糠郡白糠町新縫別  
根釧西部森林管理署 白糠国有林 1011林班

森林管理局 北海道森林管理局  
森林管理署 根釧西部森林管理署  
事務所名等 本署



## 明細表

## 明 細 表

1	2号コンクリート谷止工	新縫別	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック	サブブロック	
コードNo	(構造) L=27.80m H=4.50m b=1.50m V=202.70m <sup>3</sup>	根釧西部森林管理署	本署	根釧(豪)	4	根西管理署(縫別)	73
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
4243	砂・砂質土・粘性土・礫質土・軟岩(I)A・B・軟岩(II) 埋戻	BH=山0.8m <sup>3</sup> 超低騒音型・排出がス対策型(第3次基準値)[B渓間工] ルーズ積込 良好	65.00	m <sup>3</sup>	368	23,920	
8001	タンパ締固め【施工パ】	施工パッケージ単価計算参照	60.00	m <sup>3</sup>	1,425	85,500	
7022	植生ネット工	植生ネット(1重・袋無)山B	35.70	m <sup>2</sup>	1,115	39,805	
貢 計						149,225	
計			[11931914]			11,931,000	
割出単価						58,860	
(備考) 金額計の内	労務費(運転手・助手外)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)			3,566,187	
金額計の内	労務費(運転手・助手)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)			171,829	
金額計の内	形成材料					6,886,158	
金額計の内	機械賃料	週休2日補正係数(1.04)				1,380	



## 明 細 表

3	任意仮設工(仮設道等)	新縫別					
コードNo	(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		根釧西部森林管理署	本署	根釧(豪)	4	根西管理署(縫別)	73
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
86	[ 施 工 数 量 ]		1.00	式	0	0	
7039	現道補修(砂利敷均し)	グレード幅2.7m「排水がスラッジ型(第1次基準値)」, 0~80mm, ブラント適し ダンプトラック10t車(良好) L=26.8m	180.00	m3	7,615	1,370,700	
7040	カーブミラー設置・撤去	単柱式 既存カーブミラーの撤去、再設置	1.00	基	6,843	6,843	
7037	資材運搬路補修	L=90.3m H=0.20m 切込砂利0~80mm	1.00	式	472,620	472,620	
7035	仮設排水管設置・撤去	波状管300mm 敷設期間6か月未満 繰手含む 普通作業員	24.00	m	5,261	126,264	
7024	敷鉄板敷設・撤去工	敷鉄板共用日:120日	249.80	m2	2,055	513,339	
7031	伐倒木等集積・積込	BH山0.8m3 掴み装置1.0m級	4.19	m3	1,364	5,715	
7034	建設副産物運搬費(木くず)	ダンプトラック10t車(良好) 工事箇所～処理場 L=27.1km	4.19	m3	2,508	10,508	
3703	建設副産物処理費(木くず)	木くず(伐根物)	2.30	t	8,500	19,550	
4934	大型土のう撤去	容量 1m3 作業半径6m以下 バックホウ	16.00	袋	728	11,648	
7032	建設発生土運搬(礫質土)	ダンプトラック10t車(良好) 磯質土 L=23.0km	170.00	m3	4,361	741,370	
7042	建設発生土敷均し・締固め	ブルドーザ11t級、排出ガス対策型(第1次基準値)	170.00	m3	361	61,370	
<b>頁 計</b>						<b>3,339,927</b>	
<b>計</b>						<b>3,339,000</b>	
<b>割出単価</b>						<b>3,339,000</b>	
(備考) 金額計の内 労務費(運転手・助手外) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)						102,040	
金額計の内 労務費(運転手・助手) 労務補正率(0%) 週休2日補正係数(1.05)						740,617	
金額計の内 形成材料						812,616	
金額計の内 機械賃料 週休2日補正係数(1.04)						10,327	

## 明細表

 1# 新縫別

4 間接工事費 共通仮設費			支給品費・無償貸付機械評価額	処分費等・飛行経費	銅析、門扉工場設備・別途製作する標準柱	
(構造)	T 直接工事費(+) A 積上仮設費等(+) S 対象額算定組込経費(+) H 対象額算定除外経費(-) P 定率仮設費算定対象額	16,064,000 0 16,064,000	o 適用諸経費率 a 原定率共通仮設費率(%) b 施工地域補正係数 c 週休2日補正係数 d 採用仮設費率 a * b * c	1 治山地すべり工事 12.02 1.3 1.04 16.26		
単価No	名 称	規 格	数 量	单 位	單 価	金 額 備 考
	小計 (A積み上げ仮設費)		0			0
7045	敷鉄板運搬経費	白糠町→現場→白糠町	43.08	t	10,700	460,956
	定率現場環境改善費	(T + S) * 1.42 %	1.00	式		228,000
	小計 (B積み上げ仮設費)	688956				688,000
	定率共通仮設費	P * 16.26 %	1.00	式		2,612,000
	計					3,300,000
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額		0 %割増			0